

## ○天理市庁舎 1 階公衆無線LAN利用に関する要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市庁舎 1 階市民ホールに設置する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下、「サービス」という。）の利用について必要事項を定めたものとする。

### (利用手続)

第 2 条 サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用規約に同意のうえ、利用端末等に表示される認証画面に必要事項を入力して利用登録し、利用するものとする。

### (SSID等)

第 3 条 公衆無線LANのSSIDは、「TENRI-FREE」とする。

2 セキュリティキーは、これを定めない。

### (利用条件)

第 3 条 サービスの利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用負担するものとする。

2 サービスは市庁舎の開庁日に利用出来るものとする。

3 サービスの 1 回あたりの利用時間は、最大 60 分間とし、同日に接続できるのは最大 2 回までとする。

4 サービスに用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、サービスを利用するために必要な設定は利用者で行うこととする。

5 利用者は、自らの判断・責任の下、サービスを利用するものとする。

6 利用者は、周囲にいる者の迷惑とならないようサービスを利用するものとする。

### (禁止事項)

第 4 条 利用者は、サービスを利用して次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為、またはこれらを掲載するサイトの閲覧
  - (2) 誹謗中傷、名誉棄損、侮辱その他他者に不快感を与える行為
  - (3) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為
- (サービスの中止)

第5条 市は、自らが必要と認める場合は、予告することなくサービスの全部又は一部の提供を中止し、終了し、または変更することができる。

2 市は、利用者がこの要綱で定める内容に違反した場合は、その利用者によるサービスの利用を予告することなく停止することができるものとする。

(免責)

第6条 市は、利用あたり不具合、障害等がなく、サービスが中断なく稼働することを保障しないものとする。

2 市は、利用者がサービスを利用したこと、又は、利用できなかったことによつて損害、支障等が生じた場合であっても、その原因を問わず、いかなる責任も負わないものとする。

3 市は、サービスを利用して確認できる情報等について、明示又は黙認を問わず、その正確性、完全性、確実性、最新性、品質等につき、いかなる保障も行わないものとする。

4 市は、利用者がサービスを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者がこの要綱に違反したことにより天理市が損害を被った場合は、その損害を利用者は負担するものとする。

(その他)

第8条 市は、利用者の承諾なしに、予告することなくこの要綱を変更することができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。